

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年 4月22日
【会社名】	株式会社ネクソン
【英訳名】	NEXON Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 崔 承祐
【本店の所在の場所】	東京都中央区新川二丁目 3 番 1 号
【電話番号】	03 (3523) 7911 (代表)
【事務連絡者氏名】	取締役 C F O 兼管理本部長 オーウェン・マホニー
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区新川二丁目 3 番 1 号
【電話番号】	03 (3523) 7910
【事務連絡者氏名】	取締役 C F O 兼管理本部長 オーウェン・マホニー
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

1【提出理由】

当社は、会社法第236条、第238条及び第240条の規定並びに平成25年3月26日開催の当社定時株主総会決議に基づき、平成25年4月22日開催の当社取締役会において、当社の取締役に対して、株式報酬型ストック・オプションとして新株予約権の割当を行うことを決議いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 銘柄

株式会社ネクソン第6回新株予約権

(2) 発行数

250個とする。ただし、平成25年3月26日開催の第11回定時株主総会第3号議案で決議された取締役に対するストック・オプション報酬額の上限額（年額2億5千万円）を、下記(3)に定める方法により算出した本新株予約権1個当たりの払込金額で除して得られた数（ただし、1未満の端数は切り捨てる）が250を下回る場合には、かかる数をもって発行する本新株予約権の総数とする。

なお、(5)に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。

(3) 発行価格

割当日における新株予約権1個当たりの公正価額（ブラック・ショールズ・モデルにより同日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値をもとにして算出）

(4) 発行価額の総額

未定

(5) 新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数

当社普通株式250,000株とする。ただし、上記(2)但書に定める調整が行われた場合には、本新株予約権の総数に1,000を乗じて得られる株式数とする。なお、新株予約権1個当たりの目的となる株式の数（以下「付与株式数」という）は、1,000株とする。

なお、当社が株式分割（無償割当を含む）又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

上記のほか、割当日後に、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じ株式数の調整を必要とする場合には、取締役会の決議により合理的な範囲内で株式数を調整するものとする。

(6) 新株予約権の行使に際して払い込むべき金額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たり払込金額（以下「行使価額」という）に当該新株予約権に係る付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、1円とする。

(7) 新株予約権の行使期間

平成25年5月7日から平成55年5月6日までとする。

ただし、行使期間の最終日が当社の休業日に当たるときは、その前営業日を最終日とする。

(8) 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、上記(7)の期間内において、取締役を退任した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り（ただし、米国に居住する新株予約権者については、退任した日の属する暦年中に限る）、新株予約権を行使することができるものとする。ただし、海外に居住する新株予約権者については、海外の関係法令を勘案のうえ、取締役会が決定する期間に限り行使することができる。なお、かかる退任は、Internal Revenue Code 409Aにおける“separation of service”を構成するものとする。

その他の権利行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約書に定めるところによる。

(9) 新株予約権の行使により株式を発行する場合の当該株式の発行価格のうちの資本組入額

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げる。

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、に定める資本金等増加限度額からに定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(10) 新株予約権の譲渡に関する事項

譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要するものとする。

(11) 当該取得勧誘の相手方（以下「勧誘の相手方」という）の人数及びその内訳

当社取締役3名 250個とする。

(12) 勧誘の相手方が提出会社に関係する会社として企業内容等の開示に関する内閣府令第2条第2項に規定する会社の取締役、会計参与、執行役、監査役又は使用人である場合の、当該会社と提出会社との関係

該当事項なし。

(13) 勧誘の相手方と提出会社との間の取決めの内容

当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約書に定めるところによる。

(14) 新株予約権の割当日

平成25年5月7日

(15) 組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

以下の、またはの議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、当該組織再編の比率に応じて、以下に定める株式会社の新株予約権を交付するものとする。

当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

存続会社（吸収合併の場合）または新設会社（新設合併の場合）

当社が分割会社となる分割契約または分割計画承認の議案

吸収分割をする株式会社がその事業に関して有する権利義務の全部または一部を承継する株式会社（吸収分割の場合）または新設分割により設立する株式会社（新設分割の場合）

当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画承認の議案

株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社または株式移転により設立する株式会社

以上